

奈良県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除に係る保安林の所在場所 大和郡山市山田町八〇二の二
- 二 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由 指定理由の消滅